

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年9月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800142号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800078号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月1日から平成17年9月1日まで

A社から、同社の子会社であるC社に出向し勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金
保険の標準報酬月額について、A社の担当者が通勤交通費を含めないで届出を行ったために、
標準報酬月額が低く記録されている。給与支給明細書を提出するので、調査の上、年金記録を
訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社の平成16年9月から平成17年8月までの期間に係る給与支給明細書を提出
し、当該期間の通勤交通費を含む報酬月額に基づく標準報酬月額(32万円)に訂正してほしい
と主張している。

標準報酬月額の決定及び改定については、厚生年金保険法第21条において、被保険者が毎
年7月1日現に使用される事業所において同日前三月間に受けた報酬の総額をその期間の月
数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定し、決定された標準報酬月額はそ
の年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とする旨、また、同法第23条において、
継続した三月間に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎とな
った報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その
額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬月額を改定することがで
きる旨定められている。なお、この改定(随時改定)が行われるのは、「健康保険法及び厚生年
金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」(昭和36年1月26
日保発第4号通知)において、昇給又は降給によって厚生年金保険法第23条第1項の規定に
より算定した額による等級と現在の等級との間に二等級以上の差を生じた場合等と定められ
ている。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、B社から提出された請求者

に係る賃金台帳により確認できる平成 16 年 4 月から同年 6 月に受けた通勤交通費を含む報酬の総額を三月で除して得た額（30 万 7,463 円）に基づく標準報酬月額 30 万円がこれに該当する。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間について、請求者から提出された請求期間に係る給与支給明細書及び B 社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 30 万円であることが確認でき、上述のとおり、請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額も 30 万円であることが確認できる上、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることから、訂正は認められない。